

(第4号様式)

## 2022年度預保納付金支援事業実施状況報告書

自 2022 年 4 月 1 日  
至 2023 年 3 月 31 日

公益財団法人 日本財団

日本財団では、助成金交付先の審査あたっては、外部委員会を設置し意見を求めたうえで、理事会で決定するというプロセスを取っており、透明性の確保を心掛けています。また以下のよ  
うな審査の視点を定めており、募集要項等にも示しています。

- ①幅広い団体・分野に助成金の波及効果が期待できる事業、又は助成を行う社会的緊要性の高い事業であるか
- ②事業の継続性又は発展性等に着目し、必要かつ効果的な助成となる事業であるか
- ③現状の収支状況を踏まえ、事業に要する費用の見通し並びに今後の見通しが立てられているか
- ④継続して助成を行う場合には、前年度の活動実績又は複数年度にわたる事業計画の進捗状況、犯罪被害者等の実情を把握して犯罪被害者等支援事業に反映しているか等
- ⑤複数年度にわたる事業については、各年度における事業の目標が数値化されるなど明確であり、目標を実現させるための事業計画・資金計画が適正かつ合理的であるか等

なお、採択されなかった事例として、事業内容や事業計画に具体性が伴っていない場合、事業に要する費用の見通しがついていない場合などが挙げられます。

## 1. 預保納付金支援事業の実施状況

### 概要説明:

当財団は、2012年4月に預保納付金の担い手として選定され、2012年11月に預金保険機構と協定を締結するとともに、業務実施のための規則やスキームを整え、2013年度から奨学金貸与事業と助成金交付事業を開始した。

2016年3月17日に公表された「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」による報告書を受け、預保納付金支援事業の内容が見直され、奨学金事業においては、2017年4月より貸与制から給付制へ移行された。本年度も引き続き、奨学金の給付事業を実施し、新規の奨学金給付者数は前年比約47%増となった。助成事業においては、犯罪被害者等早期援助団体を対象に、犯罪被害相談員の育成事業を継続助成し、各団体の支援体制を強化した。広報啓発においては、全国規模の事業に集約し、事業の効率化を図った。

これらにより、奨学金事業及び助成事業においては、募集・審査・決定・進捗管理の業務を滞りなく遂行することができ、預保納付金を犯罪被害者等の支援の充実のために支出した。

## 1. 外部委員会の開催

- (1) 第20回(2022年度第1回)外部委員会
  - 1) 日時:2022年8月9日(火)15:00~17:00
  - 2) 開催形式: Zoomにてオンライン(新型コロナウイルス感染拡大防止のため)
  - 3) 決議事項:  
第1号議案 2023年度奨学金・助成金の募集要項について

- 4) 報告事項:  
 報告事項 1 2021 年度預保納付金支援事業の実施状況報告書について  
 報告事項 2 第 19 回外部委員会以降の奨学金給付者の決定および辞退  
 について
- 5) 議事録:  
 別添1参照
- 6) 外部委員に関する事項(氏名・任期・現在の本務等):  
 2023 年 3 月 1 日付再任委員

氏名	現在の本務	任期
安西 愈	弁護士	2015 年 5 月 1 日～ 2025 年 2 月 28 日
河野 栄子	株式会社リクルート 元会長	2015 年 5 月 1 日～ 2025 年 2 月 28 日
佐藤 大吾	一般財団法人ジャパングビング代表	2015 年 5 月 1 日～ 2025 年 2 月 28 日
角田 克	朝日新聞社 常務取締役	2020 年 8 月 1 日～ 2025 年 2 月 28 日
柳川 重規	中央大学法学部 教授	2021 年 3 月 1 日～ 2025 年 2 月 28 日
中島 聡美	武蔵野大学 人間科学部人間科学科 教授	2021 年 3 月 1 日～ 2025 年 2 月 28 日

- (2) 第 21 回(2022 年度第 2 回)外部委員会
- 1) 開催日時: 2023 年 2 月 7 日(火) 15:00～17:00
- 2) 開催場所: 日本財団ビル 8 階会議室及びオンライン(Zoom)
- 3) 決議事項:  
 第1号議案 2023 年度助成金交付先の選定に関する件
- 4) 報告事項  
 報告事項1 2023 年度奨学金給付者の決定および辞退について
- 5) 議事録:  
 別添 2 参照
- 6) 外部委員に関する事項(氏名・任期・現在の本務等):  
 (1) 6) と同上

### (3) 理事会

#### 1) 第 356 回理事会(2022 年 5 月 10 日開催)

奨学金給付事業において奨学生の決定にあたり、預保納付金支援支出金に係る事業規則第 22 条第1項に基づき、理事会の議決を得た。

#### 2) 第 367 回理事会(2022 年 8 月 23 日開催)

奨学金給付事業において奨学生の決定にあたり、預保納付金支援支出金に係る事業規則第 22 条第1項に基づき、理事会の議決を得た。

#### 3) 第 368 回理事会(2022 年 9 月 6 日開催)

2023 年度奨学金給付事業及び助成金交付事業の募集にあたり、預保納付金支援支出金にかかる事業規則第 9 条第1項に基づき、外部委員会(2022 年 8 月 9 日開催)で意見を受けた内容について、理事会の議決を得た。

#### 4) 第 372 回理事会(2022 年 11 月 8 日開催)

奨学金給付事業において奨学生の決定にあたり、預保納付金支援支出金に係る事業規則第 22 条第1項に基づき、理事会の議決を得た。

#### 5) 第 380 回理事会(2023 年 2 月 7 日開催)

奨学金給付事業において奨学生の決定にあたり、預保納付金支援支出金に係る事業規則第 22 条第1項に基づき、理事会の議決を得た。

#### 6) 第 382 回理事会(2023 年 2 月 21 日開催)

助成金交付事業において助成金の交付決定にあたり、預保納付金支出にかかる事業規則第 37 条第 2 項に基づき、外部委員会(2023 年 2 月 7 日開催)で意見を受けた内容について理事会の議決を得た。

## 2. 奨学金給付事業

### (1) 実施概要

#### ・奨学金給付事業の目的

当奨学金は、生計を担っていた保護者(父または母など)もしくは申請者本人が犯罪に遭遇し、経済的に不安定となった犯罪被害者等の家庭の子どもの教育機会を確保するとともに、事件を契機に社会から疎外感を感じることもある子どもを、社会全体で温かく支えることを目的に、高校、大学、大学院、短大、専修学校(専門課程・高等課程)、高等専門学校に在学しているか進学を予定している犯罪被害者の子弟を対象に、奨学金を給付する制度である。

#### ・募集活動実績

募集チラシを関係団体に配布し、募集要項・申請書を必要に応じて送付した。申請は随時郵送により受け付けた。また、申請書類は当財団ホームページよりダウンロードできる。

#### ・募集活動内容

募集チラシを関係団体に配布し、募集活動を展開した。同時に、当財団ホームページ等に掲載をしている。申請相談は電話、メール、ホームページのお問い合わせフォームにて随時受け付けた。

・申込件数・金額(高校・大学(各種学校)別)

当年度は、133名から奨学金の申請があり、123名に対して交付決定をしたところ2名辞退者があったため121名に奨学金を給付した。また、1名が1ヵ月休学したためその月は給付を中止した。

	申請		決定		拠出	
	人数	金額(円)	人数	金額(円)	人数	金額(円)
大学院に在学する学生	8	7,100,000	7	6,250,000	6	5,350,000
大学・高等専門学校4年以上または専修学校専門課程に在学する学生	71	53,100,000	63	47,100,000	62	46,150,000
高等学校、高等専門学校3年以下または専門学校専門課程に在学する学生	54	13,399,000	53	13,179,000	53	12,795,000
合計	133	73,599,000	123	66,529,000	121	64,295,000

・継続奨学生(高校・大学(各種学校)別)

	2017年度 継続拠出		2018年度 継続拠出		2019年度 継続拠出		2020年度 継続拠出		2021年度 継続拠出	
	人数	金額(円)	人数	金額(円)	人数	金額(円)	人数	金額(円)	人数	金額(円)
大学院に在学する学生	0	0	0	0	0	0	0	0	1	600,000
大学・高等学校4年以上または専修学校専門課程に在学する学生	1	600,000	3	1,350,000	24	13,550,000	25	15,000,000	41	23,900,000
高等学校、高等専門学校3年以下または専門学校専門課程に在学する学生	0	0	0	0	3	658,000	15	3,444,000	27	6,564,000
合計	1	600,000	3	1,350,000	27	14,208,000	40	18,444,000	69	31,064,000

2017年度奨学生2名、2018年度奨学3名、2019年度奨学生27名、2020年度奨学生41名、2021年度奨学生71名が継続を予定していたが、2017年度奨学生に取り消し対象者が1名、2020年度奨学生に取り消し対象者が1名、2021年度奨学生に取り消し対象者が2名発生したため、2017年度奨学生1名、2018年度奨学3名、2019年度奨学生27名、2020年度奨学生40名、2021年度奨学生69名を当年度も奨学生とし、奨学金を給付した。

(2) 給付実績

・実行

別添 3 を参照

・給付状況

奨学金決定の取り消し対象者・・・8名

- 1) (2017年度奨学生)  
理由:退学したため。  
適用:2022年4月
- 2) (2020年度奨学生)  
理由:退学したため。  
適用:2022年4月
- 3) (2021年度奨学生)  
理由:退学したため。  
適用:2022年4月
- 4) (2022年度奨学生)  
理由:入学しなかったため。  
適用:2022年4月
- 5) (2022年度奨学生)  
理由:入学しなかったため。  
適用:2022年4月
- 6) (2021年度奨学生)  
理由:退学したため。(年度途中)  
適用:2022年10月
- 7) (2019年度奨学生)  
理由:退学したため。(年度途中)  
適用:2023年3月
- 8) (2019年度奨学生)  
理由:退学したため。(年度途中)  
適用:2023年3月

奨学金給付の中止対象者・・・3名

- 1) (2021年度奨学生)  
理由:留年したため。  
適用:2022年4月～2023年3月

- 2) (2021 年度奨学生)  
理由: 大学を休学及び留年したため。(年度内の一定期間)  
適用: 2022 年 4 月～2022 年 11 月
- 3) (2019 年度奨学生)  
理由: 大学を休学及び留年したため。(年度内の一定期間)  
適用: 2023 年 2 月～2023 年 3 月

奨学金終了対象者・・・3 名

- 1) (2018 年度奨学生)  
理由: 卒業したため。(年度途中)  
適用: 2022 年 5 月終了
- 2) (2018 年度奨学生)  
理由: 卒業したため。(年度途中)  
適用: 2022 年 6 月終了
- 3) (2019 年度奨学生)  
理由: 卒業したため。(年度途中)  
適用: 2022 年 9 月終了

### 3. 助成金交付事業

#### (1) 実施概要

##### ・助成金交付事業の目的

犯罪被害者の視点に立った質の高い支援を実現するためには、犯罪被害者支援のノウハウが蓄積されている民間の犯罪被害者支援団体による迅速かつ柔軟で継続的な支援活動の提供が不可欠である。そのため、財政基盤が脆弱な犯罪被害者支援団体の資金調達力と、支援活動の充実と強化を図ること等を目的に、助成金を交付するものである。

##### ・募集活動の実績(募集の方法)

2023 年度事業の募集は、審査方針を策定したのち、募集要項を作成、当財団ホームページにおいて公開した。申請受付期間(2022 年 10 月 3 日から 2022 年 10 月 31 日)を設け、申請書類は申請団体が当財団ホームページよりダウンロードする形をとり、申請は Google フォームにて受け付けた。

・申込団体数、事業数、金額別

1)2023 年度募集

	申請			決定		
	件数	団体数	金額(円)	件数	団体数	金額(円)
被害者支援センター	41	38	91,430,000	41	38	91,970,000
全国被害者支援ネットワーク	5	1	76,860,000	5	1	76,860,000
その他法人格あり	5	5	11,170,000	2	2	7,380,000
その他法人格なし	3	3	3,020,000	2	2	3,290,000
合計	54	47	213,697,000	50	43	179,500,000

(2) 助成実績

・助成先リスト

1)2022 年度助成事業

No.	種別	団体名	事業名	助成金額 (円)
1	公社	被害者サポートセンターあいち	<u>犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成および支援に関わる人材育成</u>	3,340,000 円
2	公社	あおもり被害者支援センター	<u>犯罪被害者支援に関わる人材育成</u>	1,050,000 円
3	公社	いばらき被害者支援センター	<u>犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成および支援に関わる人材育成</u>	3,520,000 円
4	公社	いわて被害者支援センター	<u>犯罪被害者支援に関わる人材育成および資機材整備</u>	2,060,000 円
5	公社	被害者支援センターえひめ	<u>犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成および支援に関わる人材育成</u>	1,240,000 円
6	公社	おうみ犯罪被害者支援センター	<u>犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成および支援に関わる人材育成</u>	940,000 円
7	公社	大分被害者支援センター	<u>犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成および支援に関わる人材育成</u>	2,340,000 円
8	公社	被害者サポートセンターおかも	<u>犯罪被害者支援に関わる人材育成</u>	1,200,000 円



9	公社	沖縄被害者支援ゆいセンター	<u>犯罪被害者支援に関わる人材育成および遠隔地における出張相談</u>	2,920,000 円
10	公社	かがわ被害者支援センター	<u>犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成および支援に関わる人材育成</u>	4,220,000 円
11	公社	かごしま犯罪被害者支援センター	<u>犯罪被害者支援に関わる人材育成</u>	520,000 円
12	特	神奈川被害者支援センター	<u>犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成および支援に関わる人材育成</u>	1,240,000 円
13	公社	紀の国被害者支援センター	<u>犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成及び支援に関わる人材育成と遠隔地における出張相談</u>	1,890,000 円
14	公社	ぎふ犯罪被害者支援センター	<u>犯罪被害者支援に関わる人材育成および移動相談事業</u>	1,130,000 円
15	公社	京都犯罪被害者支援センター	<u>犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成および支援に関わる人材育成</u>	2,580,000 円
16	公社	くまもと被害者支援センター	<u>犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成および支援に関わる人材育成</u>	3,420,000 円
17	公社	被害者支援センターすてっぷぐんま	<u>犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成および支援に関わる人材育成</u>	2,750,000 円
18	特	こうち被害者支援センター	<u>犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成および支援に関わる人材育成（実施中）</u>	3,440,000 円
19	公社	埼玉犯罪被害者援助センター	<u>犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成</u>	5,420,000 円
20	公社	島根被害者サポートセンター	<u>犯罪被害者支援に関わる人材育成および遠隔地における出張相談</u>	1,200,000 円
21	公社	徳島被害者支援センター	<u>犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成および支援に関わる人材育成</u>	1,150,000 円
22	公社	とっとり被害者支援センター	<u>犯罪被害者支援に関わる人材育成</u>	1,560,000 円
23	公社	被害者支援都民センター	<u>犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成および支援に関わる人材育成と資機材の整備</u>	9,720,000 円
24	特	長野犯罪被害者支援センター	<u>犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成および支援に関わる人材育成</u>	1,040,000 円

25	公社	ひょうご被害者支援センター	<u>犯罪被害者支援に関わる人材育成</u>	550,000 円
26	公社	広島被害者支援センター	<u>犯罪被害者支援に関わる人材育成</u>	1,300,000 円
27	公社	福井被害者支援センター	<u>犯罪被害者支援に関わる人材育成</u>	420,000 円
28	公社	福岡犯罪被害者支援センター	<u>犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成および支援に関わる人材育成</u>	5,180,000 円
29	公社	ふくしま被害者支援センター	<u>犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成および支援に関わる人材育成</u>	2,680,000 円
30	公社	北海道家庭生活総合カウンセリングセンター	<u>犯罪被害者支援に関わる人材育成</u>	4,880,000 円
31	一社	北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター	<u>犯罪被害者支援に関わる人材育成</u>	1,660,000 円
32	公社	みやぎ被害者支援センター	<u>犯罪被害者支援に関わる人材育成および資機材の整備</u>	1,110,000 円
33	公社	みやぎ被害者支援センター	<u>犯罪被害者支援に関わる人材育成</u>	740,000 円
34	公社	被害者支援センターやまなし	<u>犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成および支援に関わる人材育成</u>	2,640,000 円
35	公社	山口被害者支援センター	<u>犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成および支援に関わる人材育成</u>	3,880,000 円
36	公社	全国被害者支援ネットワーク	<u>犯罪被害者等に対する中央機関業務の充実</u>	7,700,000 円
37			<u>犯罪被害者等支援に関わる組織体制整備</u>	5,420,000 円
38			<u>犯罪被害者等電話サポートセンター</u>	30,480,000 円
39			<u>犯罪被害者等支援に関わる人材育成</u>	16,170,000 円
40			<u>犯罪被害者等支援に関わる広報啓発</u>	18,740,000 円
41		少年犯罪被害当事者の会	<u>少年犯罪被害者支援に関わる周知啓発</u>	1,220,000 円
42	特	女性ネット Saya - Saya	<u>相談事業の拡充及び家庭訪問型 DV 被害女性支援事業の安定化</u>	3,660,000 円

43		被害者が創る条例研究会	<u>市町村における犯罪被害者等基本条例・支援制度の普及</u>	1,800,000 円
44	特	デートDV防止全国ネットワーク	<u>デートDV予防教育の現状を把握し、拡充するための事業</u>	4,670,000 円
45	特	子ども支援センターつなぐ	<u>子ども犯罪被害者支援活動の充実</u>	1,640,000 円

#### ※決算額について

2022 年度募集事業の決定額は 176,430,000 円であるが、決算書における支払預保納付金支援支出金額の決算額は、150,141,000 円となっている。この差異である 26,289,000 円の内訳は以下のとおりである。

1. 24 団体から合計金額 26,017,000 円が返還予定となっているため、事業費より減じた。
2. 2 団体に対して、当財団が 2021 年度の預保納付金支援事業の助成金確定のための監査を行った結果、事業完了報告書に記載された事業費総額に誤謬があったことが判明した。このため事業完了報告書の提出時に計上していた助成金額と確定監査後の助成金額との差額合計 128,000 円を事業費に加算した。
3. 2020 年度の 1 事業において事業内容の変更により助成金の一部である 400,000 円を未払計上としていたが、そのまま事業が完了したためこれを取り消し、事業費より減じた。

本年度においても、全事業において事業完了後に助成金確定の監査を行った上で、助成金額を改めて確定させる。

#### ・助成事業の概要

下記「預保納付金支援事業」ホームページ参照

<https://nf-yoho.com/projects/2022/>

#### (3) その他

該当なし

以上